

社会福祉法人やすらぎ会

役員等の報酬等に関する規程

令和元年6月12日評議員会議決

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やすらぎ会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事及び顧問をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員等が理事会に出席したときは、別表1により旅費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、別表1の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2の①により報酬及び旅費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2の②により報酬及び旅費を支払うことができる。

(顧問の報酬)

第5条の2 顧問が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2の③により報酬及び旅費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

【別表1】					
名称	単位	報酬	単位	旅費	
理事会出席旅費	—	—	1回	5,000円	

【別表2】					
名称	単位	報酬	単位	旅費	
①理事業務報酬等	1日	20,000円	—	実費支給	
②監事監査指導報酬等	1回	5,000円	—	実費支給	
③顧問業務報酬等	1日	15,000円	—	実費支給	
	半日	7,000円	—	実費支給	

【別表3】					
名称	単位	宿泊費	旅費		
宿泊費	1泊	15,000円を限度とする	実費支給		
	単位	報酬			
日当	1日	2,000円	—		
	半日	1,000円	—		